

## 鳥獣・害虫被害対策ガイドブック官民協働発行事業者募集要領

越谷市では、市と協定を結び、有害鳥獣や害虫などに被害を受けている市民に対して、その対策や相談窓口などを掲載した鳥獣・害虫被害対策ガイドブックを官民協働発行事業者を募集します。

### 1 業務概要

- (1) 事業名称 鳥獣・害虫被害対策ガイドブック官民協働発行事業
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 使用期間 令和8年5月から概ね1年間（予定）  
※納品日は令和8年5月上旬予定

### 2 選考方法

別紙評価基準に基づき書類審査を行い、事業者を決定します。選考結果は、申込者全員に対し、郵送で通知します。

### 3 応募資格

本事業の応募資格は、応募時及び各選定時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、事業者選定期間中において、当該要件のいずれかを欠いた場合には、応募資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあっては、市長が特にプロポーザルに参加させることが適当と認める者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

### 4 申込み

- (1) 提出書類（アは1部、イ～カは任意様式で5部提出。提出された書類は返却しません。）

提出書類	部数
ア 参加申込書（別紙1）	1部
イ 会社概要パンフレット	5部
ウ 協定締結から配布までの事業スケジュールが分かる資料	5部
エ 原稿制作・編集、印刷、広告販売等、各業務の実施体制が分かる資料 ※市と事業者の役割分担が分かるような資料 ※掲載広告に関する法令違反等のチェック体制が分かる資料	5部
オ 他の自治体との協働発行の実績が分かる資料	5部
カ 企画提案書 ※A4版とする。仕様書の内容をふまえて作成すること。	5部

(2) 提出期限等

- ア 提出期限 令和8年1月30日（金）午後3時00分
- イ 提出方法 持参または郵送（必着）
- ウ 提出先 越谷市 環境経済部 環境政策課  
(住所) 〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

5 質疑方法

- (1) 令和8年1月20日（火）午後3時までに質問書（別紙2）を使用し、メールで環境政策課まで送信ください。（環境政策課 e-mail : kankyo@city.koshigaya.lg.jp）
- (2) 受け付けた質問に対する回答は、令和8年1月22日（火）に、申込者全員に対してメールで回答します。

6 協定の締結

官民協働発行事業者として決定した者は、市と協働発行事業に係る協定を締結します。

7 選考・協定締結に関するスケジュール（予定）

- 1月20日（火） 質疑受付期限（午後3時00分まで）
- 1月22日（木） 質疑回答
- 1月30日（金） 参加申込書等提出期限（午後3時00分まで）
- 2月 上旬 選考審査会
- 2月 上旬 審査結果について市から連絡
- 2月 中旬 協定締結